

## 羽曳野市立図書館条例

制 定 昭 58. 3. 29 条例 20  
最近改正 平 24. 3. 14 条例 13

羽曳野市図書館条例（昭和 54 年羽曳野市条例第 27 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 市民の読書及び図書館資料に対する要求に応えるために、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

2 図書館は、複数の固定施設及び自動車図書館によって構成する。

（名称及び位置）

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1）羽曳野市立古市図書館 羽曳野市古市 4 丁目 2 番 9 号
- （2）羽曳野市立陵南の森図書館 羽曳野市島泉 8 丁目 8 番 1 号
- （3）羽曳野市立羽曳が丘図書館 羽曳野市羽曳が丘西 2 丁目 5 番 1 号
- （4）羽曳野市立丹比図書館 羽曳野市檜山 251 番地の 1
- （5）羽曳野市立中央図書館 羽曳野市軽里 1 丁目 1 番 1 号
- （6）羽曳野市立東部図書館 羽曳野市古市 1541 番地の 1

（職員）

第 3 条 図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

（図書館協議会）

第 4 条 法第 14 条第 1 項に基づき、羽曳野市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の委員）

第 5 条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても解嘱することができる。

（委任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 59. 12. 12 条例 25）

この条例は、公布の日（昭和 59. 12. 12）から施行し、昭和 59 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭 62. 3. 14 条例 1）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 5. 6. 7 条例 14）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成 5 年規則第 28 号で平成 5 年 8 月 18 日から施行）

附 則（平 8. 6. 11 条例 13）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成 8 年規則第 14 号で平成 8 年 8 月 8 日から施行）

附 則（平 12. 3. 15 条例 11）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 12. 6. 1 条例 30）

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成12年羽曳野市規則第50号により、平成13年1月3日とする。)

附 則 (平14. 6. 7 条例27)

この条例は、平成14年7月7日から施行する。

附 則 (平17. 3. 11 条例1)

この条例は、公布の日から施行する。(平17. 3. 11 施行)

附 則 (平24. 3. 1 条例1) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平24. 3. 14 条例13)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。